

交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

平成22年 3月18日制定
平成23年11月17日改正
平成25年 2月21日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年 7月17日改正
令和 4年 4月21日改正

(目的)

第1条 この細則は、投資信託の交付目論見書の作成に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(商品分類及び属性区分の記載様式)

第2条 規則第2条第9号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	..	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資形態	..
..

(記載上の留意事項)

1. 商品分類と属性区分を明確に区分して記載するものとする。
2. 上記項目のうち該当のない項目については、項目を除いて記載することができる。
3. 属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する。
4. 表項目のうち「投資対象資産」の記載において、（ ）書きについてスペース等により表示することが困難な場合は、適宜表欄外に記載することができる。

(ファンドの特色として細則に規定する記載方法)

第3条 規則第3条第1項第1号②のニ及びホに規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

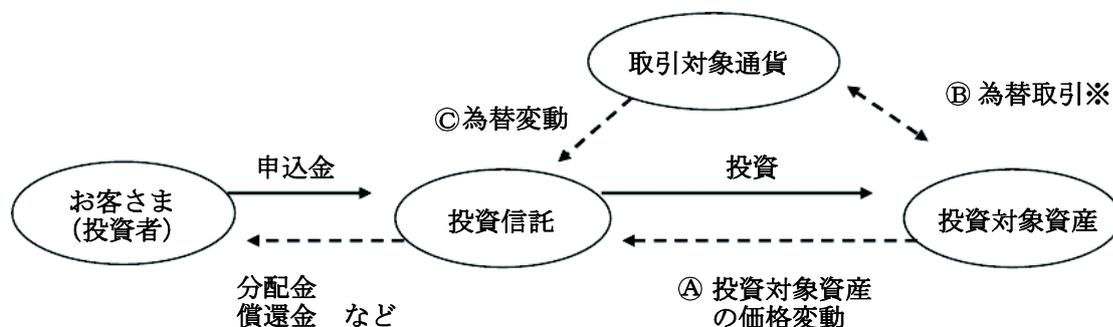
- (1) 通貨選択型投資信託等（規則第3条第2項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）について、以下の①～②に規定する事項に関して、当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。

- ① 通貨選択型投資信託等は、夫々の収益源の要素（例えば、「投資対象資産による収益」「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」「為替変動による収益」等）を交付目論見書本文で文章や図を用いて説明した上で、以下の図例を参考として、通貨選択型投資

信託等の仕組みを図示したイメージ図を併せて記載する。

○ 通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図例

〈通貨選択型の投資信託のイメージ図〉



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

② 収益の源泉である要素別に、かつ、「収益を得られるケース」と「損失やコストが発生するケース」として、通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを一つの図で確認できるよう、以下の図例を参考として、通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図を記載する。

○ 通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

収益の源泉	① 利子収入、 投資対象資産の値上り/値下り	② 為替取引による プレミアム/コスト	③ 為替差益/差損
収益を得られる ケース	<ul style="list-style-type: none"> 金利の低下 投資対象資産（債券等）の価格の上昇	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨高 為替差益の発生
損失やコストが 発生する ケース	<ul style="list-style-type: none"> 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 投資対象資産（債券等）の価格の下落	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 コスト（金利差相当分の費用）の発生	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨安 為替差損の発生

（記載上の留意事項）

- イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品スキームに合わせて記載するものとする。

(2) 規則第3条第1項第1号②のホに定める「分配方針」の記載については、将来の分配金が保証されているものではない旨を以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。

① 文章のみで記載する場合には、例えば「将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。」旨を本文の記載文字と同等程度の大きさにするなど工夫して記載する。

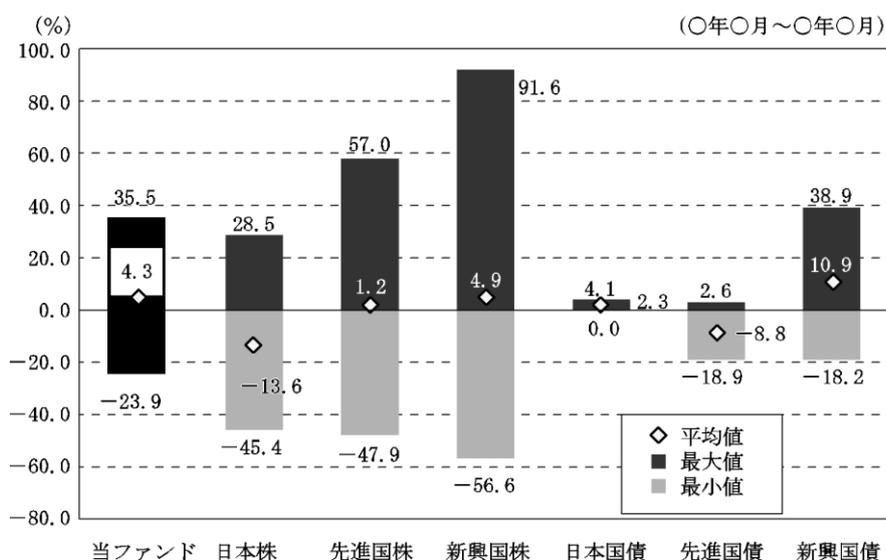
② 「分配方針」のイメージ図等に付記する文章の場合には、例えば、「上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。」旨を本文の記載文字と同等程度の大きさにする又は当該イメージ図とのバランスを考慮するなど工夫して記載する。

(代表的な資産クラスとの騰落率の比較の記載様式)

第3条の2 規則第3条第1項第2号④に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

○代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例

〈当該ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2

(注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* ○年○月～○年○月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの指数

- 日本株・・・〇〇〇〇〇
- 先進国株・・・〇〇〇〇〇
- 新興国株・・・〇〇〇〇〇
- 日本国債・・・〇〇〇〇〇
- 先進国債・・・〇〇〇〇〇
- 新興国債・・・〇〇〇〇〇

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

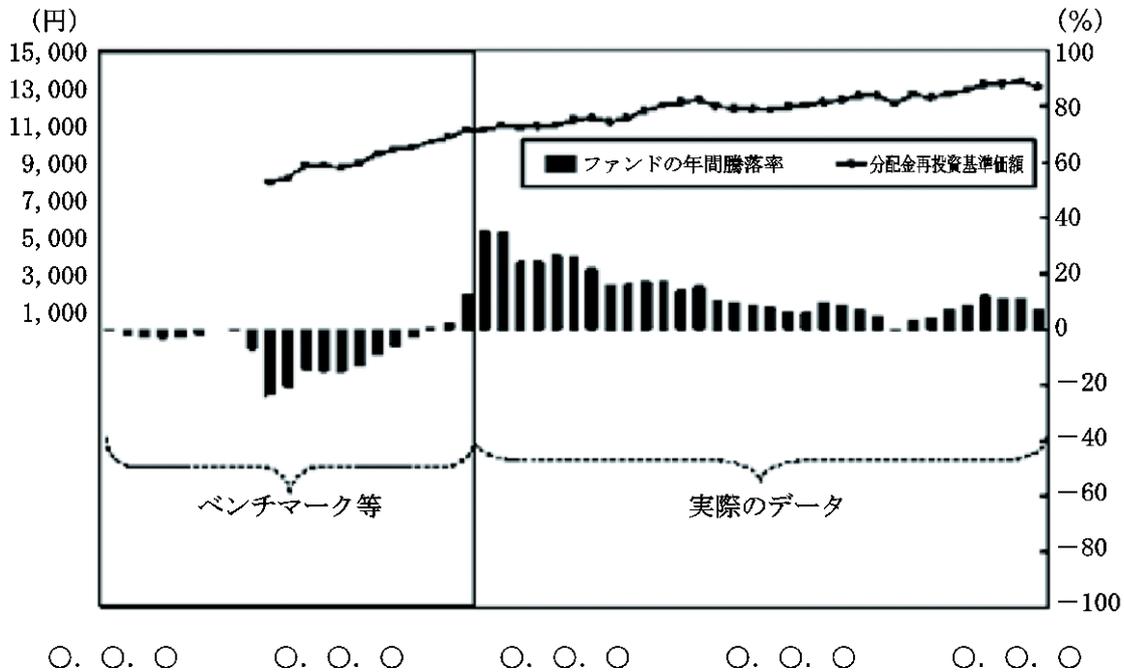
(記載上の留意事項)

1. イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。
 なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合においては「(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))」の表は、表示しなくても差し支えない。
2. 代表的な資産クラスとの比較のグラフを記載するに当たり、本グラフを掲載する趣旨を投資家に理解しやすくするために、例えば、「グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。」旨の記載をする等、創意工夫するものとする。

(ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移の記載様式)

第3条の3 規則第3条第1項第2号⑤に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

○ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を示したイメージ図例



(記載上の留意事項)

1. イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。

(追加的情報として細則に規定する記載方法)

第4条 規則第4条第1項第6号に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

規則第4条第1項第6号に定める投資信託については、以下の①～③の記載方法により、「収益分配金に関する留意事項」等と明示した上で、原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。

なお、本号の対象となる投資信託は、公募追加型株式投資信託（上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいい、以下「上場投資信託」という。）を除く。）とする。

① 分配金が支払われるイメージの記載方法

文章による説明として、例えば、「分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、投資信託の純資産から分配金が支払われるイメージ図を併せて記載する。

○ 投資信託の純資産から分配金が支払われるイメージ図例

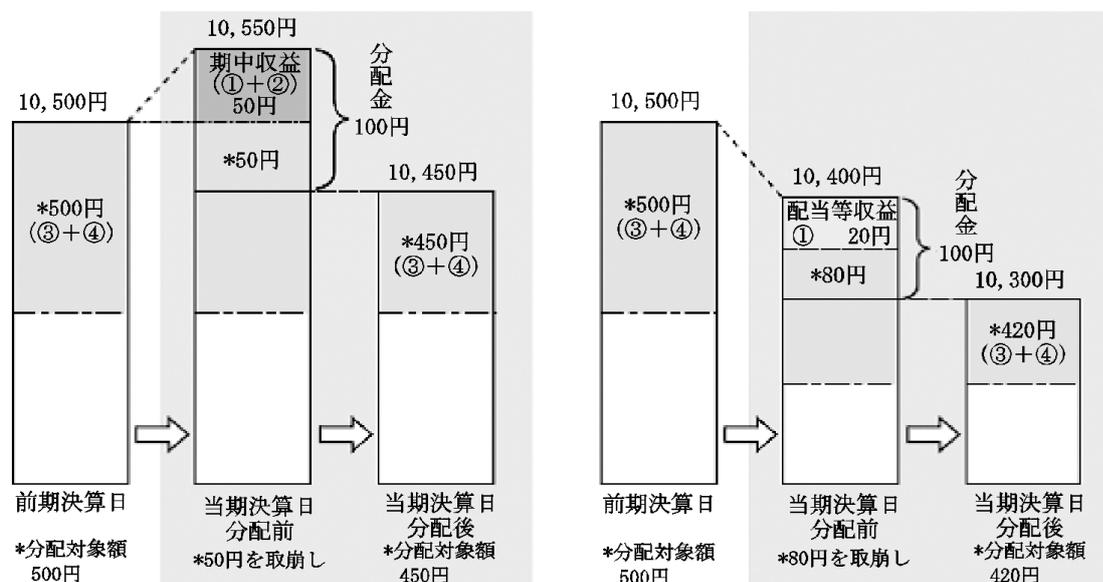


② 分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法

文章による説明として、例えば、「分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合がある。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金が収益を超えて支払われるイメージ図を併せて記載する。

○ 計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合のイメージ図例

(前期決算日から基準価額が上昇した場合) (前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

(記載上の留意事項)

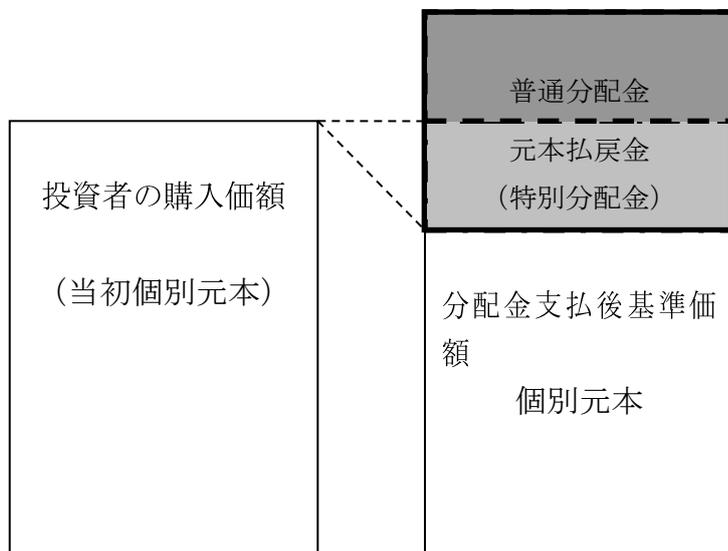
1. 分配対象額については、イメージ図の説明として、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金及び④収益調整金を明確に注記するとともに、「分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われる。」旨を記載する。
2. イメージ図の表示については、具体的な金額を表示しわかりやすく記載する。
3. イメージ図については、「上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないので留意する。」旨を記載する。

③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法

文章による説明として、例えば、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨、又は「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様である。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図を併せて記載する。

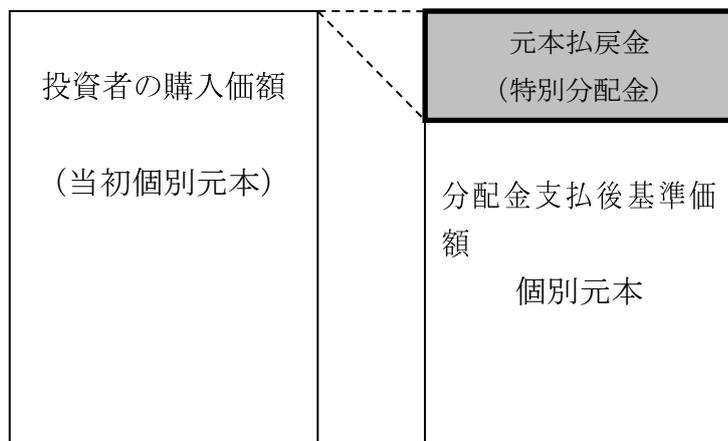
○ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(記載上の留意事項)

1. 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載に当たっては、普通分配金（個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金）、元本払戻金（特別分配金）（個別元本を下回る部分からの分配金）についての説明を記載するとともに、元本払戻金（特別分配金）については、「分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少する。」旨を記載する。
2. （注）等として、「普通分配金に対する課税については、交付目論見書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」を参照する。」旨を記載する。なお、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載例イメージ図は、「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」に記載することもできる。

(分配の推移の記載方法)

第5条 規則第3条第1項第3号a) ②に定める方法は以下のとおりとする。

記載例① (年2回決算ファンドの例)

2009年10月	40円
2009年4月	60円
2008年10月	30円
2008年4月	50円
2007年10月	40円
設定来累計	2,460円

直近5計算期間に設定来累計を併記

記載例② (毎月決算ファンドの例)

2009年10月	40円
2009年9月	40円
2009年8月	40円
2009年7月	40円
2009年6月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	2,400円

直近5計算期間に直近1年間累計及び設定来累計を併記

(記載上の留意事項)

1. 分配の推移の記載に当たっては、最低直近5計算期間について分配の推移を表形式で記載するものとする。

なお、上記記載例のとおり、複数の計算期間の合計値(設定来、直近の複数計算期間等)を併せて記載することができるものとする。

2. 分配金の単位(1口当たり、1万口当たり等)を明記するものとする。

3. 分配金のデータが税引前の数字である旨を記載するものとする。

(手続・手数料等の記載様式)

第6条 規則第3条第1項第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、上場投資信託、財形給付金ファンド(勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であつて、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託)、確定拠出年金専用ファンド(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、個人又は事業主が拠出した資金を運用するための投資信託)は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。

① お申込みメモ

購入単位	
購入価額	
購入代金	※記載上の留意事項「1.」
換金単位	
換金価額	
換金代金	※記載上の留意事項「2.」
申込締切時間	
購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」
換金制限	※記載上の留意事項「4.」
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」
信託期間	※記載上の留意事項「6.」
繰上償還	※記載上の留意事項「7.」
決算日	
収益分配	※記載上の留意事項「8.」
信託金の限度額	
公告	
運用報告書	※記載上の留意事項「9.」
課税関係	※記載上の留意事項「10.」

(記載上の留意事項)

1. 「購入代金」は、投資者が購入代金を支払う期限について記載するものとする。
2. 「換金代金」は、換金代金の支払いを開始する日を記載するものとする。
3. 「購入の申込期間」については、新規設定ファンド、単位型等投資者にとって重要な情報と考えられる場合には、お申込みメモの冒頭に記載することができる。
4. 「換金制限」は、クローズド期間、大口解約に係る制限等がある場合、当該事項について記載するものとする。なお、該当事項がない場合は、「該当事項がない」旨若しくは「－」等で表示するものとする。
5. 「購入・換金申込受付の中止及び取消し」は、金融商品取引所等における取引の停止等により購入・換金申込受付が中止又は取消しになることがある旨を記載するものとする。
6. 「信託期間」は、「信託設定日」及び「償還日」（無期限の場合はその旨）を記載するものとする。
7. 「繰上償還」は、ファンドが繰上償還となることがある旨、及びその要件を記載する。
8. 「収益分配」は、分配の頻度、分配金の取扱い（再投資可能等）等を記載するものとする。
9. 「運用報告書」は、運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書とする。）の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。
10. 「課税関係」は、原則として、「課税上は株式投資信託として取扱われる。」旨又は「課税上は公社債投資信託として取扱われる。」旨を記載するものとする。また、益金不算入制度あるいは配当控除の適用がある場合、その旨を記載するものとする。ただし、次に掲げる投資信託等である場合はこの限りでない。

・ 所得税法第2条第1項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託

11. 上記項目の他、ファンドの特色その他必要と考えられる記載事項がある場合は、適宜項目を追加し記載するものとする。

② ファンドの費用・税金

(ア) ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
	購入時手数料		※記載上の留意事項「2.」
	信託財産留保額		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
※	}	運用管理費用（信託報酬）	※記載上の留意事項「3.」
		（委託会社）	※記載上の留意事項「3.」
		（販売会社）	※記載上の留意事項「3.」
		（受託会社）	※記載上の留意事項「3.」
		その他の費用・手数料	※記載上の留意事項「5.」

※内書き箇所

(記載上の留意事項)

1. 投資者が直接的に負担する費用（購入時手数料、信託財産留保額）、間接的に負担する費用（運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料）について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載するものとする。なお、購入時手数料、信託財産留保額、運用管理費用（信託報酬（総額））、換金時の手数料の記載に当たっては、赤字や下線など目立つように工夫するものとする。
2. 購入時手数料については、当該手数料を対価とする役務の内容を当該手数料と対比できるよう表内に記載するものとする。
3. 運用管理費用（信託報酬）については、運用管理費用（信託報酬）の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、以下の事項を参考に対比できるよう表内に記載するものとする。

$$\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$$
 - （委託会社）委託した資金の運用の対価
 - （販売会社）運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
 - （受託会社）運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
4. 上記項目のうち該当のない費用については、該当のない旨を記載するものとする。
5. その他の費用・手数料は、主要なものについて、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料等を対価とする役務の内容（例えば、監査に係る手数料等）を記載する。また、事前に料率等を記載することができない場合はその旨及びその理由、請求目論見書で確認できる場合はその旨の記載をするものとする。
6. 上記項目以外の費用を徴収するファンドで別に記載すべき費用があるファンド（例えば、換金時に手数料を徴収するファンドなど）は、適宜、項目を追加し、当該費用及びそれを対価とする役務の内容を記載するものとする。
7. ファンド・オブ・ファンズの場合は、以下の記載例を参考として実質的な費用の内容

を記載するものとする。

なお、実質的な費用の説明が難しい場合は、その旨の記載に代えることができる。

【ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用（信託報酬）の記載例】

当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	
(委託会社)	
(販売会社)	
(受託会社)	
投資対象とする投資信託証券	
実質的な負担	

8. 上記留意事項について、表項目の中での説明が難しい場合は、適宜表欄外に記載することができる。

(イ) 税金

税金については、株式投資信託、公社債投資信託の区分に従い、以下の記載例に基づき記載するものとする。

【株式投資信託の記載例】

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して●%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して●%

- ・ 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【公社債投資信託の記載例】

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して●%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金(解約)時及び償還時の(個別)元本超過額に対して●%

- ・ 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(ウ) (参考情報) ファンドの総経費率

(ファンドの総経費率の記載について)

交付目論見書作成日時点において、原則として、直近に作成された運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータについて、参考情報として記載するものとする。

また、ファンドの総経費率の記載に係る表示方法については、総経費率とその内訳（運用管理費用、その他費用）を記載すること（総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを委託会社にて重要性を判断の上、併せて注記すること。）とし、これら以外の開示については、運用報告書を参照することで確認出来る旨の注意書きを付記するなどの工夫をし、委託会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない。

なお、運用報告書を作成していない投資信託については、これを適用しない。

(信用リスク分散規制対象ファンドの名称等に係る細則に定める記載方法)

第6条の2 規則第5条の2に規定する細則に定める記載については、以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。

- (1) 投資対象に投資信託等の運用に関する規則（以下「運用規則」という。）第17条の2第1項に定める比率を超える支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合において、交付目論見書の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示し、かつ、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載するものとする。

○ 支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例

- ・ 当ファンドは、XX株価指数をベンチマークとして運用しております。XX株価指数には指数に対する寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ・ 当ファンドは、指数XXと指数YYを5：5のウェイトで合成し、円換算した指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ・ 当ファンドは、XX関連株に投資しております。XX関連株には寄与度が10%を超える

又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(2) 運用規則第17条の2に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に定める比率が同条第1項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ交付目論見書の表紙に特化型運用である旨を目立つように表示した上で、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載するものとする。

- エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例
 - ・ 「XX株式ファンド」（XXは企業名で複数社可能）
 - ・ 「インドネシア国債ファンド」
 - ・ 「世銀債ファンド」

(文章表現等)

第7条 規則第7条第4項に規定する細則に定める文章表現等は、次に掲げる事項とする。

(1) 文章により説明するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 簡潔かつ平易な表現に努めること。また、曖昧な表現を避け、できるだけ具体的に記載すること。
- ロ 一文はできるだけ短くし、複数の情報を一文に盛込まないように努めること。また、一文の中で反語や二重否定は原則として使用しないこと。
- ハ 難解な専門用語はできるだけ使用しないこと。また、同じ内容を指す用語は同一の用語を使用するよう努めること。

(2) グラフや図表を使用するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 投資者が容易に判断できるよう最も適した形式を選択することに努めること。
- ロ 投資者に誤解を与えない表示に努めること。

(3) 写真・イラスト等を使用するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 投資者に誤解や予断を与える恐れのある表示（例えば、一部を誇張すること等により投資対象資産の内容を誤解させる写真や運用方針等に誤解を与える可能性のある著名人の肖像等）は使用しないこと。
- ロ 写真やイラストの表示に当たっては、文章が読みづらくなならないレイアウトに努めること。

(4) 公募追加型株式投資信託において、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。

(5) 通貨選択型投資信託等については、分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しないこととする。

ただし、対円でのヘッジを行うコースについては、この限りでない。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から実施する。

ただし、この規定は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。

附 則

1. この改正は、平成24年2月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成24年6月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。
2. 実施日において現に存する「通貨選択型投資信託等」で、「安定」又は「安定的」の用語を使用している投資信託について、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出した際に、次の<注記例>を参考とした注記を記載したものについては、改正後の第7条第5号の規定を適用しない。

<注記例>

「原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

3. 前記1. 2. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成25年2月21日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。
2. 金商法附則（平25法45第38条（検討））に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条の2、第3条の3を新設
- (2) 第5条を改正
- (3) 第6条柱書、①（記載上の留意事項）9、②（ア）表、（記載上の留意事項）旧2、旧4、旧5を改正し、旧2から旧7を1ずつ繰り下げ、2を新設
- (4) 第6条②（イ）表を改正。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条の2を新設

附 則

1. この改正は、令和6年4月21日から実施し、実施日以後、新たに提出する有価証券届出書より適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に、改正後の規定に基づく運用を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである

第6条（ウ）を新設